

池田総合法律事務所・池田特許事務所 ニュースレター



～夏だより～<https://ikeda-lawoffice.com> 令和2年8月 第25号

残暑お見舞い申し上げます

皆様いかがお過ごしでしょうか。皆様の周りでは、どのような「新常态（ニューノーマル）」が生じておられますか。緊急事態宣言はひとまず解除されたものの、新型コロナウイルスの感染拡大の防止のための様々な試みがなされています。マスクなしではエレベーターに乗るのとはばかれるような雰囲気ですし、出張が減り、Webでの会議が当たり前の日常になっています。

当事務所でも、外出自粛のなされた一時期は、交代制勤務とし、在宅ワークも行っていましたが、今は通常業務体制に戻っております。デジタル化の遅れもあり、裁判所はじめ司法機能は回復途上ですが、否応なく経済活動の再開や人の営みの永続から、御相談や事件依頼は元のペースに戻っています。この間、マスクをお送りいただいた依頼者もあり、ご協力に心より御礼申し上げます。

今回のウイルス禍の出来事は、私たちの日常が世界とつながっているのだとグローバル化を改めて認識させてくれました。また、人口規模の違いはさておき、国家間の対処方の違いには、文化の違いを意識させられたとも思います。

地球温暖化により、コロナ以外の感染リスクが増えています。シベリアの永久凍土が溶けて閉じ込められていた炭疽菌が拡散され、人間や動物に感染し、死者も出ています。三万年間地中に封印されていた細菌が害をなす等、現実には、SFの世界を超えます。コウモリが起源と考えられる新型コロナと同様に、コウモリを宿主とする別の病原体も人間を脅かしています。温暖化による気温上昇、降水量の増加により、日本も亜熱帯化し、デング熱やマラリアを媒介する蚊も北上するなど、怖いものばかりです。

自然災害が多いうえに、さらに、目に見えない敵と闘うことを私たちは今後も続けていかなければならず、さらに、この間の政府による積極的な財政支出の後始末、棚上げされた財政再建問題もあり、現代を生きている自分たちばかりでなく、今後を荷っていく次世代の未来を真剣に考えなければと改めて思うこの頃です。

感染という事態を前に、医療機関をはじめとする個人情報共有の必要性がある一方、監視社会となっていくことへの恐怖やデジタル情報社会へ向かう中での個人情報の扱いについての懐疑心やフェイクニュースをはじめとする情報の取捨選択の問題など、社会も個人も、今後の有り様について大きな決断を迫られていることを感じます。

孤立することなく、安心して、健康に、生きていきたい！その代償として、どのようなことを負担すべきなのか、暗くならず知恵を出し合い、できることから試みたいと思います。

秋空を仰いで一呼吸、元気を養いたいものです。

〈池田伸之・池田桂子〉

ニュースレター第25号をお届けします。皆様のお役に立てる情報を提供したいと思いますので、ご意見・ご質問もご遠慮なく、当事務所（メール：info@ikeda-lawoffice.com、FAX052-684-6291）までお寄せください。

相談予約方法

下記電話番号にてご予約ください。無料相談会も行っておりますので、お気軽にご相談ください。

☎ 052-684-6290

受付時間9:00AM~5:30PM

当事務所のホームページは
右のQRコードを読み取って
アクセスして下さい。



スピード違反と刑事罰、行政罰、職業への影響



<小澤尚記>

事業者も就労者も違反歴は気になります。速度違反自動取締装置（通称「オービス」）は、国道などの幹線道路上に設置されている固定式オービスや、最近導入が始まった移動式オービスがあります。



オービスの動作は、自動車がA地点上を通過した際に、オービスのコンピュータが起動し、次のB地点通過時に速度を計測、セットされた速度を超えた場合、ストロボ・カメラを作動させ、日付・速度を記録して写真を撮影します。

スピード違反で刑事裁判になった方の刑事弁護をしたこともあります。裁判記録に出てくる写真はナンバープレートだけでなく、運転者の顔が深夜でも鮮明に捉えられています。携帯電話を手にもって話をしていれば、携帯電話を片手に持っているのも明確に分かるほどの解像度です。

そして、後日、超過したスピードに応じて、交通反則金の納付書が届いたり、略式起訴され（いわゆる「赤切符」）、罰金を納付したり、最悪の場合は裁判所から起訴状が届きます。

一般道では、普通車の場合、超過速度が30キロ未満までは反則金（9000円～1万8000円）、30キロを超えると罰金や違反歴により刑事裁判になります。

また、高速道路では超過速度が40キロ未満

までは反則金（9000円～3万5000円）、40キロを超えると罰金や刑事裁判になります。

さらに、罰金や刑事裁判になる速度超過の場合には、前歴なしでも6点減点になりますので、一発免停になります。

刑事弁護をした事案では、スピード違反も過去に2回程度罰金を支払ったうえで、さらにスピード違反をすると通常の刑事裁判になり、はじめての刑事裁判であれば執行猶予付の判決になっています。もちろん、さらに繰り返せば実刑になることもあります。



次に、職業資格への影響です。

まず、免停になれば、職業ドライバーは仕事ができなくなります。

スピード違反でも禁錮以上の執行猶予付きの判決が確定すると、国家公務員や地方公務員、社会福祉士・介護福祉士、警備員、保育士、学校教員、宅地建物取引士などの資格制限を受け、資格ごとに職業に就くことが制限される期間は異なりますが、こういった職業に就くことができなくなります。

法定速度は、交通事故を起こさずに安全に道路を走行できることとして定められているものです。スピード違反といっても、最終的には職業の選択肢を狭めることにもなりかねませんので、当たり前のことですが、制限速度を守って、安全運転をした方が良いでしょう！という結論になります。

引きこもり死の法律問題



<山下陽平>

現在、引きこもりの方やそのご家族の中高齢化が新たな問題となっています。私も最近、両親の死亡後ほどなく、引きこもりがちのお子さんが亡くなった事案に何件か関わりました。多少脚色してご紹介します。

ご相談者をAさん、孤独死されたAさんの甥をXさん、Aさんの兄弟でありXさんの父である方をPさんとします（Xさんの母も既に亡くなっています）。Pさんの死亡後、Aさんは生活を心配し、しばしばXさん宅を訪れるようになります。



しかし、ある日突然、警察からXさん死亡の報せをうけます。Aさんは、唯一の肉親として特殊清掃等の手配をし、葬儀を上げ、各種届け出をして水道や電気を止めるなど諸々の手続きに奔走しました。

Aさんは葬儀費用等を立て替えています。遺産を相続するのでマイナスにはならない、と思っていました。しかし、Aさんは、相続によってXさんの遺産を受け取ることはできません。というのも、おじは、甥の法定相続人にはならないからです（逆に、甥は、代襲相

続によりおじの法定相続人になりえますが説明は省きます)。

そこで当事務所にご相談に来られました。葬儀費用等については、「相続財産管理人」の選任申立を行い、相続財産管理人に立替え分の支払いを求めAさんに全額支払われました。また、Aさんは2000万円近い遺産の大半も受け取れました。AさんはXさんの法定相続人ではありませんでしたが、PさんやXさんとの関係を詳細に説明し、資料を添付して「特別縁故



者」として財産分与の申立てを行ったのです。

なお、このケース、特別縁故者の申し立てをしなければ遺産は国のものになる(国庫に帰属する)ところでした。XさんやPさんとしても、国のものになるよりAさんに受け取っていただけてよかったのではないのでしょうか。適切な手続きを取るか否かで、大きな違いが生じます。ご親族が孤独死された方がお近くにおられたら、早めに弁護士に相談するようお勧めいただければと思います。

遺産分割における生前の預金引出しの取扱い

<川瀬 裕久>



被相続人(亡くなった方)の通帳や取引履歴を確認したところ、生前に、多額の引出しが見つかったということは実務上よくあります。

こうした引出しの扱いは以下のように考えることができます。

- ①被相続人が引き出し、自分のために使った場合には、遺産分割に特に影響しません。
- ②子どもなどがATMで引き出した場合であっても、そのお金が被相続人の医療費や生活費などに使われている場合には、①と同様に遺産分割では考慮しないことが多いと思われます。
- ③被相続人が引き出した上で、子どもの自宅購入の頭金に充てたなど、被相続人以外のために使われた場合には、生前贈与になります。相続人に対する生前贈与については、それが特別受益にあたる場合には、相続財産に持ち戻して(計算上加算して)遺産分割をします。
- ④被相続人以外が引き出して、被相続人以外のために使った場合、それが被相続人の指示に基づくものでない限り、引き出した者による不法行為や不当利得があったと評価できます。したがって、被相続人は、生前に、引き出した者に対する損害賠償請求権や不当利得返還請求権を有



しており、相続人はこれらの債権を相続することになります。

もっとも、引き出して利益を得た者が相続人の一人である場合、他の相続人全員の上承があれば、特別受益があったのと同様に扱うことも可能です。

以上のとおり4つのパターンに分けて説明をしましたが、いずれも、「引き出した者」と「引き出されたお金の使い道」が明らかになっていることが前提です。

実際には、誰が引き出したかわからないというケースも少なくありません。

引出しがあった当時、被相続人自身が引出しが可能である一方、相続人が皆知らないと主張しているときは、真相を知ることは困難です。最終的に誰が引き出したかわからない場合には、引出しを考慮せずに遺産分割をせざるを得ません。

相続人の一人が引き出したと思われる資料があるのにその相続人が認めない、引出しに関与した者の説明が納得できない、という場合には、そのまま遺産分割協議をすることはできません。

その場合には、遺産分割調停を申し立てて裁判所を入れた形で話し合いを行い、それでもまとまらなければ、別途、訴訟で不当利得返還請求等を行うことになります。



相談予約方法

当事務所のホームページには、左のQRコードを読み取ってアクセスして下さい。

下記電話番号にてご予約ください。お気軽にご相談ください。

☎ 052-684-6290

予約受付時間9:00AM~5:30PM

判子文化の見直し

< 藪内 遥 >



契約書や社内の決裁書類等は判子を押すものという慣行があり、判子がないと取引や社内手続きが回らないのが多くの企業にとっての現状ではないでしょうか。

しかし、コロナ禍によりテレワークが推進されている昨今、このような「判子文化」が見直され始めました。

判子がなくても契約は有効なのかとよく聞かれます。特段の定めがなければ判子がなくとも契約自体は有効に成立します（押印の有無で、裁判上の扱いがどうなるかというトピックもありますが、詳しくは当所ホームページのブログで解説しますので是非チェックしてください！

<https://ikedalawoffice.com/law-column/>。

「〇〇社が顧客との契約を電子署名に切り替えた」、「電子契約による融資の件数が増加」といった最近のニュースに表れているとおり、電子契約、電子署名導入により、判子文化見直しに舵を切る企業が増えています。

紙媒体への署名または記名押印の代わりに電子ファイルをインターネット上で交換し電子署名を

付して契約を締結する方式が電子契約です。

契約ですので、電子ファイルは、非改ざん性が担保されなければいけません。また、電子署名は、自署や記名押印の代わりなので、署名者の本人性の担保が必要です。本人性・非改ざん性の担保のために、電子署名には、公開鍵暗号システムという暗号化技術が用いられています。

<電子署名の仕組み>

①秘密鍵（署名者のみが持つ暗号鍵）と復号鍵（公開鍵）をペアで生成

②電子ファイルのハッシュ値を秘密鍵で暗号化

③暗号化された状態で、電子署名を付した電子ファイルを相手方に送信

④受信者側で電子ファイルのハッシュ値計算

⑤復号鍵で電子署名を復号

⑥②・④の各ハッシュ値が一致することを確認
復号鍵に対応する秘密鍵の持ち主＝電子署名者本人が電子ファイルを作成したこと、秘密鍵の持ち主以外の第三者がファイルを改ざんしていないことが証明され、本人性、非改ざん性の担保ができるという仕組みです。

電子契約・電子署名の導入には、メリットについて取引先の理解を得る必要があります。また、導入後の社内フローを増やさない工夫（周知、規程整備等）が必要です。ご一緒に見直してみませんか。

発信者情報開示請求

< 石田 美果 >

SNSの利用者が増え、インターネット上の誹謗中傷が問題となるケースを度々耳にします。最近、海外プロバイダ絡みの事案を扱いました。

人に対する誹謗中傷行為は、民事上の不法行為に当たる行為であり、刑事上も名誉棄損罪等の犯罪が成立し得る行為です。これが、インターネットに書き込む方法で行われたとしても同様です。

インターネットで誹謗中傷を受けた場合、被害者は、情報の発信者に対し、不法行為に基づく損害賠償請求をすることが可能です。また、書き込みの内容が刑事上の名誉棄損罪や業務妨害罪等の犯罪にあたる場合は、被害者は、加害者の刑事処罰を求めて、刑事告訴をすることも考えられます。

もっとも、インターネット上の誹謗中傷などの書き込みは、殆どが匿名で行われており、情報の発信者が誰かわからない状況にあります。

そこで、発信者を特定するために、発信者情報開示の手続きがあります。

発信者情報の開示を求めるためには、まず

①書き込みがされたサイトの運営者に対して、発

信者が書き込みを行った際のIPアドレス等の情報開示を求めます。任意に開示されるケースもあるようですが、多くは裁判所に仮処分を申し立てることになります。

②開示されたIPアドレスから、発信者がどのプロバイダ経由でインターネットにアクセスしたかを調べます。これは、Whois(<http://whois.ansi.co.jp>)などのサイトから調べることが可能です。

③発信者が利用したプロバイダがわかれば、今度は当該プロバイダに対して、発信者の情報(住所氏名等)開示を求めるため、裁判所に発信者情報開示請求訴訟を提起することになります。

以上のように、発信者が誰であるかを突き止めるには、多くの手続きを経る必要があります。また、プロバイダの多くが、アクセスログ等の情報の保存期間を3か月～6か月としているため、情報が保存されているうちに手続きを取らなくてはならず、時間との戦いでもあります。

当事務所でも、こうした案件を取り扱っています。インターネット上で誹謗中傷の書き込みがされ、発信者に対して何らかの請求をしたい場合は、早めに当事務所までご相談ください。

私的絵画百選 ⑬



『カーネーション、リリー、リリー、ローズ』
(原題:Carnation, Lily, Lily, Rose)
ジョン・シンガー・サージエント

1856年－1925年
1885年から1887年頃制作
キャンバスに油彩
174.0cm×153.7cm
英国テート美術館所蔵

夕暮れ時、緑深い夏の戸外で、提灯をともす2人の少女。白いエプロンドレスが闇迫る背景の緑色に映えています。灯りは少女達の手元を照らし、庭にはピンクのバラが咲き、黄色のカーネーションは指し色に配置され、背を伸ばした沢山の白いユリが咲き乱れています。穏やかに時間が流れ、夕闇の中に次第に、白いユリの花が鮮やかに提灯の灯りに照らされていきます。ユリの花が少女達の背丈ほど伸びていることもあって、少女達同じ地平面に立っているかと思って見ると、そのうち、いや、少し上から見下ろしているような、不思議な感覚に変わります。

明治時代には、日本からヨーロッパへ提灯やユリの球根も輸出されていました。提灯は和紙の中でも薄く上質な岐阜提灯ではないかと考えられています。ユリの花の中心にある黒い斑点と黄色い葎はヤマユリの特徴です。当時のヨーロッパ画壇を席卷していたジャポニズムの影響が窺われます。ジャポニズムは19世紀後半フランスにおいて、印象派からモダニズムへと向かう時代に大きな影響を与えた日本趣味です。日本の色彩感覚、誇張された表現方法、構図に新鮮さや驚きを感じた画家たちが好んで取り入れました。ゴッホの浮世絵のコレクションをはじめ、多くの画家が浮世絵や陶器などにみられる独特な構図や誇張した表現などにインスピレーションを受けています。ゴッホの描いた作品にも登場しますし、モネが妻に着物を着せ扇子を持たせて描いていることはよく知られています。

画面の2人の少女はサージエントの友人の娘達で、ブロンドの髪色は灯りを受けて淡く光っています。この作品はコッツウォルズの代表的な村、ブロードウェイにあるイギリス式庭園が舞台に

なっています。米国人のサージエントは、彼の最もよく知られている『マダムXの肖像』を発表したことで起こった批判（黒のストラップドレスの女性が官能的すぎる、スキャンダラスだ等）や喧噪から逃れるため、パリからイギリスに移った直後に、この絵を描きました。

戸外での制作は、1885年9月から11月まで、毎日、夕暮れ時の光に包まれる瞬間に、理想的な光の具合を狙って繰り返し行っていたらしいのですが、花は秋に移って枯れてしまい、翌年の夏に作品に手直しを加え完成したそうです。制作途中でキャンバスの大きさはカットされ、長方形から正方形と変更されました。構図の変化が人の視線を集中させる変化を与えたように思います。

サージエントは1856年にイタリアのフィレンツェに生まれ、少年期をイタリアで過ごし、絵を学びました。18歳の時にパリに出て、エコール・デ・ボザール（官立美術学校）他でアカデミックな美術教育を受けました。パリを離れてロンドンに落ち着いた彼は、肖像画家として名声を手に入れました。また、20世紀に入ってから父の母国アメリカでも、ボストン美術館の円形大ホール天井画などを描いています。

この作品は1887年のロイヤルアカデミー夏季展覧会に出品されました。その反応は当初賛否があり複雑なものだったようですが、彼にとって、初めて公立の美術館から購入される作品となり、その後もテート・コレクションの一部としてテート・ブリテン美術館に展示されています。歌手エンヤの『On My Way Home』のミュージックビデオでは、この情景が実写で再現されています。YouTubeで見られます。移りゆく風景が素敵です。
＜池田桂子＞